

平成29年度 住民税(市・県民税)の申告

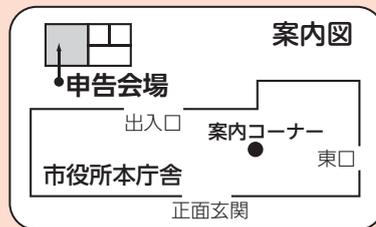
をお忘れなく!



とき 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日は除く
午前9時～11時30分、午後1時～4時

ところ 市役所北分庁舎 (本庁舎裏プレハブ1階)

問 税務課市民税係 ☎355-5914



申告日程

月	日 (曜日)	午前(9時～11時30分)	午後(1時～4時)
2月	16(木)	月見ヶ丘、一森山	今宮町、梅の宮
	17(金)	貞山通1～3丁目 長沢町、字長沢	みのが丘、東玉川町 佐浦町
	20(月)	旭町、泉ヶ岡	新富町、桜ヶ丘
	21(火)	袖野田町、野田 中の島	白萩町、石堂、 香津町
	22(水)	小松崎、宮町	赤坂、白菊町
	23(木)	泉沢町、西町	浦戸 塩釜市漁業協同組合
	24(金)	宮城県漁業協同組合	塩釜市第一支所
	27(月)	本町、南町 北浜3、4丁目	清水沢1、4丁目
28(火)	北浜1、2丁目	清水沢2、3丁目	
3月	1(水)	大日向町、西玉川町	向ヶ丘、権現堂、 栄町
	2(木)	海岸通 新浜町1～3丁目	玉川1、2丁目
	3(金)	芦畔町、牛生町	玉川3丁目 母子沢
	6(月)	松陽台1、2丁目	松陽台3丁目 字庚塚
	7(火)	港町1、2丁目 尾島町	越の浦1、2丁目 字越ノ浦、青葉ヶ丘 字石田
	8(水)	杉の入1、2丁目	杉の入3、4丁目 字杉の入裏
	9(木)	楓町1～3丁目 字伊保石	舟入1、2丁目 千賀の台1～3丁目
	10(金)	錦町、南錦町	花立町、後楽町
	13(月)	藤倉2丁目	藤倉1、3丁目
	14(火)	ご都合の悪い方はこの期間に 申告をお願いします	
15(水)	最終日		

■住民税とは
市民税と県民税を合わせて一般的に住民税と呼びます。市民税と県民税を合わせて市に納めていただき、県民税分は市から県に送られます。住民税は、個人の前年の所得に対して課税され、所得が一定の基準を超える方に同額ずつ負担いただく均等割と、所得に応じた金額を負担いただく所得割からなっています。

■住民税申告が必要なわけ
申告の内容は、住民税のほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算出の基礎となりますので、**収入がない方も申告をお願いします。**

また、申告をしないと所得証明書が取得できない、各種行政サービスが受けられないなどの不利益を被る場合があります。年に一度の住民税申告はとても重要な手続きです。

■マイナンバーが必要になります
マイナンバー制度の導入により、今回から申告書へのマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示などが必要になります。



申告の必要がある方は？

- 平成29年1月1日現在、塩竈市に住民登録がある方
- 営業や漁業、そのほかの事業所得がある方
- 不動産(駐車場・地代、家賃)や配当などの所得がある方
- 給与所得以外に営業、漁業、配当、不動産などの所得がある方
- 給与所得以外の所得金額の合計が20万円以下の方(所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。)
- 給与所得のみの方で勤務先から塩竈市へ給与支払報告書が提出されていない方(提出の有無は勤務先へ確認ください)
- 塩竈市外に居住している方で、塩竈市内に家屋敷や店舗、事業所を所有している方



申告の必要がない方は？

※申告したほうが有利な場合があります

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出する方
- 給与所得のみの方で、ほかに所得がなく、勤務先から塩竈市へ給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先へ確認ください)
- 公的年金などの所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方
- 上記①～③に該当する方の被扶養者となっている方(塩竈市以外にお住まいの方の被扶養者となっている方は申告をお願いします。)

申告に必要な持ち物

①印鑑(シャチハタなどのスタンプ印は不可)	
②収入を証明するもの(平成28年分)	
○事業収入、不動産収入などが分かる帳簿や経費などの領収書 ※事前に収支内訳の計算をお願いします。 ○給与所得、公的年金などの源泉徴収票(原本) など	
③下記の控除を受けるための領収書・証明書など(平成28年分)	
医療費控除	○医療費の領収書と保険などで補てんされた金額を示すもの ○控除対象の介護サービス利用料の領収書 ※事前に医療費(領収書)や介護サービス利用料(領収書)の合計金額の計算をお願いします。
社会保険料控除	○国民健康保険税領収書 ○後期高齢者医療保険料納付書 ○任意継続保険料の領収書 ○介護保険料納付書 ○国民年金保険料控除証明書
生命保険料控除	○生命保険料控除証明書 ○個人年金保険料控除証明書 ○介護医療保険料控除証明書
地震保険料控除	○地震保険料控除証明書 ○旧長期損害保険料控除証明書
配偶者(特別)控除 扶養控除	○配偶者および扶養親族の所得が分かるもの ○配偶者および扶養親族のマイナンバーカードなど
障害者控除	○障害者手帳など各種手帳 ○障害者控除対象者認定書
勤労学生控除	○学生証 ○学校などから交付される証明書
雑損控除、寄付金控除	○領収書(証明書)など
住宅借入金等 特別控除	○住民票(原本) ○請負契約書または売買契約書(写) ○登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)(原本) ○借入金の年末残高等証明書(原本) ○建築確認通知書か検査済証の写し、または増改築等工事証明書
繰越損失控除	○平成29年度(平成28年分)に繰り越す損失額が分かるもの(前年の申告書などの控え)
④申告者本人のマイナンバーカード ※通知カードの場合は、免許証などの「身元確認書類」が必要です。(本人が申告手続きをする場合と代理人が申告手続きをする場合で必要書類が異なります。詳しくは広報しおがま1月号9ページをご覧ください)	
⑤本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの(所得税の還付金がある方)	

※市役所で確定申告をする場合は、ご本人の「番号確認書類」と「身元確認書類」の写しの添付が必要です。事前に写しを取って、忘れずにお持ちください。

■公的年金などの収入金額が400万円以下の方について

公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、次の項目に当てはまる場合は、住民税の申告が必要です。

- ①公的年金などに係る雑所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるとき
- ②公的年金などに係る雑所得以外の所得があるとき

■申告期間中は、市役所でも所得税の確定申告を受け付けますが、内容が限られます。

以下の申告・相談は、市役所で受け付けできませんので、マリンゲート会場で申告をお願いします。

- ①平成28年分(H28.1.1～12.31)よりも前の年分の申告
 - ②譲渡収入(土地、建物、株式などを売却して得た収入)の申告
 - ③申告分離課税を選択した上場株式などの配当の申告
 - ④青色申告
 - ⑤準確定申告(亡くなられた方の申告)
 - ⑥消費税申告
 - ⑦平成29年1月1日現在に塩竈市に住民登録がない方の申告
- ※確定申告書等作成会場(マリンゲート会場)などについては15ページをご覧ください

要介護度による「障害者控除対象者認定書」の交付について

要介護認定者本人または、認定者を扶養している方が、確定申告などをする際に必要な「障害者控除対象者認定書」を交付します。

ただし、身体障害者1・2級の手帳を交付されている方は不要です。

認定内容

- ①特別障害者控除対象者
 - ・要介護度3・4・5
 - ・要介護度1・2で寝たきり度Bランク以上または認知症度Ⅲランク以上
- ②障害者控除対象者
 - ・要介護度1・2

問・申請 長寿社会課介護保険係(壱番館庁舎1階)
☎364-1204